

令和5年度10月 第7回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年10月20日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時20分

開催場所 あま市役所 2階 A会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	欠席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 6 号 農用地利用集積等促進計画について
日程第 6	報告第 2 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 2 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は8人です。山田昌弘委員、近藤哲夫委員、武藤委員、毛利委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度10月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

5番竹嶋肇委員及び6番宮崎君江委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第24号について説明いたします。

3-26番につきまして説明いたします。

参考資料は5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は乙之子元柳地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3-27番について説明いたします。

参考資料は4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は石作中小路地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3-28番について説明いたします。

参考資料は3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中萱津南宿地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3-29番について説明いたします。

参考資料は7ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町秋竹中道地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3－30番について説明いたします。

参考資料は6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田五反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3－31番について説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町川部三反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3－32番について説明いたします。

参考資料は2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森七反田、新畑、七宝町徳実苗代向地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、10月17日に鈴木委員と小鹿委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第24号につきましては、鈴木委員と小鹿委員にて現地確認を行って頂きましたが、代表して、鈴木委員から現地の状況についてご報告願います。

鈴木委員 議案第24号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第24号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第24号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第24号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第 25 号について説明いたします。

5－19 番につきまして説明いたします。

参考資料は 8～9 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長新堀地内の田で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

譲受人は現在名古屋市西区の賃貸マンションに居住しております。

生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10ha 未満であるもので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－20 番について説明いたします。

参考資料は 10～11 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は石作中小路地内の田で、流通業務施設への転用で所有権移転となっております。

譲受人は山口県山口市に本社を置き、一般貨物運送業を営んでいます。

業務の拡大や、2024 年 4 月からの法改正によるドライバーの労働時間が短くなることに伴い、東海地域の拠点を考えていたところ、地権者との交渉がまとまったため、申請地に流通業務施設を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、インターチェンジから 300m 以内の農地で、農地区分は、甲種農地に区分されます。流通業務施設で自動車専用道路のインターチェンジから 300m 以内に設置されるもので、周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、10 月 16 日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、10 月 17 日には鈴木委員と小鹿委員と現地調査をさせていただいております。

議 長

鈴木委員と小鹿委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して鈴木委員から現地の状況についてご報告願います。

鈴木委員

議案第 25 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長

ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第 25 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 2 5 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 2 5 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 2 6 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 2 6 号について説明いたします。
議案書の 5 ページ～1 5 6 ページをお願いいたします。
あま市より農用地利用集積計画について諮問がありましたので、意見無しで
回答してよろしいかお伺いいたします。
申請件数につきましては、3 3 4 件、貸付面積は 4 6 5, 6 7 2 m²、借受者
は 8 名となっております。
権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、ま
た、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以
上です。

議 長 ただ今、事務局から説明・報告がありました、議案第 2 6 号について、何か
ご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 2 6 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 2 6 号は承認されました。

議 長 日程第 6 報告第 2 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につ
いて」、報告第 2 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、
報告第 2 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を事務局か
ら一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
 次回の農業委員会でございますが、11月20日（月）午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年11月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 竹嶋 肇

署 名 委 員 宮崎 君恵